

リース会計論点整理に対する 検討、開始 — ASBJ

去る4月14日、企業会計基準委員会は第222回企業会計基準委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

リース会計論点整理のコメント

紹介

昨年12月27日に公表された「リース会計に関する論点の整理」に対するコメントが紹介された。

リース業界以外にも流通、不動産といったさまざまな業界からコメントが寄せられている。

IASB・FASBの暫定合意の内容もまじえながら、コメントについて説明がなされた。

コメントでは、借手の単一の使用権モデルを採用するかにつき、支持する意見もある一方、サービス付リースのうちサービス要素を区分できない場合などは簡便的な取扱いを認めるべきだといった意見もあった。

委員からは、今後どのような形で検討を進めていくのかという質問が上がり、IASBのMOUプロジェクトの「リース」が6月に投票されて確定するまでは、意見発信を行っていき、確定後は、どのようにコンバージェンスを図るか、検討を進めていくとの説明があった。

収益認識論点整理のコメント

紹介

1月20日に公表された「顧客との契約から生じる収益に関する論点の整理」についてのコメントが紹介された。

現行実務との整合性の保持を望む意見や、取引価格の算定について、一律的に対価の確率加重の見積り方式を採用することに反

対する意見等が寄せられている。今後IASBへの意見発信を続けることが確認された。

IASB金融商品(相殺)公開草案へのコメント案の検討

1月28日にIASBとFASBが公表した公開草案に対するコメント文案について、事務局から説明があり、これについて審議された。

おもに開示について、担保を商品別に示すのは難しい、デリバティブ契約とレポ契約を区分する必要があるのでないか、などの意見が出された。

会計

IASB・FASBの改訂基準の 検討状況を確認

ASBJ、収益認識専門委

去る4月19日、企業会計基準委員会は第33回収益認識専門委員会を開催した。

IASB・FASBが、公開草案(ED)「顧客との契約から生じる収益認識」へのコメントを受けて行っている、再検討の状況について議論がなされた。

契約獲得コスト

EDでは、契約コストを、発生時に費用として認識することが提案されていた。しかし、現行の基準と不整合であるとする意見や、いくつかの契約コストは資産を意味する将来の便益と

不利な履行義務

EDでは、履行義務から損失が見込まれる場合に、負債およびそれに対応する費用を認識することが提案されていた。しかし、履行義務単位で不利テストを行うことに反対し、より高いレベルの会計単位(概して契約レベル)で行うことを求める意見が多かった。また、契約より

会計

金融資産の分類測定、議論開始

ASBJ、金融商品専門委

去る4月20日、企業会計基準委員会は第80回金融商品専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

金融資産分類測定の検討状況の整理のコメント検討

前回のコメント紹介を受けて、次の項目について審議が行われた。

① 全体的な事項

今後改正されることが予想されるIFRS9号をベースに、今議論することが早急ではないかとの意見が出された。それに対して、まだ決まっていない改正を待つのではなく、IASBやFASBに日本の意見を示したうえで、決定された基準については、コンバージェンスを図っていくことが重要であるとの説明がなされた。

高いレベルでの適用を提案する意見も寄せられた。

これらを受け、ロスリーダー(将来の収益性のある契約獲得を予想して、損失を生じる価格づけをした契約)を不利テストから除外することなども検討されたが、ロスリーダーを含むすべての契約に不利テストを適用することで暫定合意がなされた。

② 公表される市場価格のない株式への投資の分類

公正価値で測定するものとして分類しつつ、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設けるべきとのコメントがあった。委員からは、実務で実際どのように行われているかヒアリングをしてはどうかという意見が出された。

③ 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング

IFRS9号と異なる見解であるリサイクリングは、減損などにも波及するテーマであり、国際的動向を見ながら、今後も議論していくことが話し合われた。

④ 外貨建取引等会計処理基準への影響
為替換算差額をその他の包括

・回収が見込まれる契約獲得の増分コストについて資産を認識する。
・契約獲得コストについて認識した資産は、財政状態計算書において別個に表示し、関連する契約に基づく企業の履行と整合する規則的な基礎により償却を行う。

利益に入れるべきか、純損益に入れるべきか、意見が出された。

また、IASBから近い時期

金融

日米欧のソブリニリスクとインフレの芽

東日本大震災の結果、道路・

港湾・電気・ガス・水道に建物、農地などを加えた社会的基盤の損害は政府見積りで15〜25兆円となり、そのほかの経済損失も含めて今後数十兆円規模の財政負担が見込まれ、日本の公的債務危機が一層懸念される状況だ。

一方で海外に目を向けると、

日本同様に政府の債務問題がさらに浮上している。アメリカでは今年中に財政赤字が1兆4千億ドルに及ぶ見通したが、連邦債務の法的上限は14兆3千億ドルで、5月中旬にもこの上限を超える見込み。それまでに共和党と民主党がこの上限引上げで合意しなければ、アメリカ国債のデフォルトといった危機的な状況になる。

4月13日、オバマ大統領は今後12年以内に4兆ドルの財政赤字削減を目指す計画を発表したものの、アメリカの格付け会社スタンダード・アンド・プアーズが18日、アメリカ国債の格付けの中期

にプログレシブレポートが公表される可能性があるため、今後の審議に影響するかもしれない旨が述べられた。

的な見通し(アウトルック)を、安定的「から、「ネガティブ」に引き下げたこともあり、市場では債務上限引上げの合意が懸念される状況になっている。

一方欧州では、ギリシャ国債とポルトガル国債の利回りが急上昇し、ユーロ圏諸国の財政赤字問題が再び焦点となっている。

発端は4月17日に実施されたフィンランド議会の選挙で、ポルトガル救済に消極姿勢を打ち出している政党の躍進だ。もちろん、フィンランド政府自体やEU(欧州連合)のほかの加盟国の意向もあるため、この政党が直ちに直接影響力を行使できるわけではない。それにもかかわらず市場が懸念材料としたことが、欧州財務危機の深刻さを表しているといえる。

このように、日本だけではなく、欧米各国でも財政危機という時限爆弾を抱えているような状況となっている。こうしたソブリニリスクは、結局将来のイ

東日本大震災は地震、津波そして原発と3つの大きな被害を残した。私事ながら、宮城県女川町にある家内の実家は今回の津波で流出されて写真で見ても跡形もない。今になって思えば、いくつかの津波の碑が家の隣に鎮座しているから、いつかは来るかもしれないリスクはあった。天災による心の傷は癒えないにしても、日本の自然の懐は広く、第一次産業は自然の治癒に加えて東北人の努力によっていずれ回復していく、と地震と津波には楽観的である。

ところが、3つ目の原発事故は様相が異なる。耳にするのは東京電力異質論である。独占の弊害、天下り体質、政官業の癒着、学界の閉鎖性などである。東京電力は営利企業であり、コストを下げるのは当然である。「想定外」の出来事を備えれば安全コストが増えて、企業利益は減る。それは企業の体質なのであり、それを責めても始まらない。もともとリスクと安全の判断は営利企業に委ねてはいけない。電力会社といかなる利害関係を持たない専門家が純粋に専門家の見地から原発の安全管理のルールを制定すべきだ。



「想定外」の出来事を備えれば安全コストが増えて、企業利益は減る。それは企業の体質なのであり、それを責めても始まらない。もともとリスクと安全の判断は営利企業に委ねてはいけない。電力会社といかなる利害関係を持たない専門家が純粋に専門家の見地から原発の安全管理のルールを制定すべきだ。

さらに、大学の原子力工学科を卒業した人には電力会社に入るか、大学でのその分野の教職しか

仕事がない(研究費の多くを電力会社が負担している)。原発がなくなるとう失業する人に原発の安全性について議論させること自体が間違いだ。

そこで一読者として気づくのは、この利害関係の議論は会計論のものと同じであることである。原子力安全基準も会計基準も素人にはわかりにくい。ともに密室での極めて専門的な知見が求められる。リスクをゼロにできない

筆者は地震、津波に次ぐ3つ目の異質論にも楽観的である。困難の時には異質論やインセンティブの捻じれ論は要らないのである。逆説的であるが、日本の財政は十分に悪化して政官業の癒着どころではない。いくら社長が格好をつけても、テレビの前では単なる一人の人間。今となっては中小企業のような正直さでしか企業は国際競争のなかで生き残れない。むしろ社長が本当のことを言える社風に変えれば、生き残れるのである。たとえば、「当社にとって重要なのは誰が正しいかではなく、何が正しいかです」(精密加工装置メーカー、ディスコ)のように。

真つ当な議論のなかに収益源もあれば、リスク管理もある。東電の原発事故が日本の風土を変えるきっかけになるのであれば福島の人々も浮かばれない。

岡崎 一浩(愛知工業大学 教授)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2011年4月14日	監査・保証実務委員会報告第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」の改正について	JICPA	過年度遡及会計基準において、減価償却方法や耐用年数の見積りの変更および臨時償却等に関する取扱いの整理が行われたことに対応するため、監査第一委員会報告32号を統合し、所要の見直しを行ったもの。	2011年5月10日・20日 合併号解説
2011年4月15日	東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援に向けた東証の対応方針	東京証券取引所	被災により経営に打撃を受けた企業や地域の復興支援のため、柔軟な上場制度の整備や金融商品の上場推進等を図るもの。	—
2011年4月18日	全株懇株式会社実務総覧の整備に伴う定款モデル等の改正について(修正掲示)	全国株懇連合会	近年の関連改正政省令に伴い、所要の改正を行ったもの。	—
2011年4月18日	内部統制府令の一部改正に伴う有価証券上場規程の一部改正について	東京証券取引所	内部統制府令の改正において、「重要な欠陥」の用語が「開示すべき重要な不備」へと見直されることに伴い、所要の整備をしたもの。	—
2011年4月19日	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案		震災損失の繰戻しによる法人税額の還付など、東日本大震災における被災者の負担軽減のために税制上の特例を設ける法律案。	—
2011年4月20日	監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について(公開草案)	JICPA	改正四半期会計基準および四半期レビュー基準の改訂に関する意見書(公開草案)に対応するもの。コメント募集は2011年5月17日まで。	—
2011年4月20日	監査・保証実務委員会実務指針「監査報告書の文例」(公開草案)の公表について	JICPA	監査基準の改訂に関する意見書、中間監査基準および四半期レビュー基準の改訂について(公開草案)の公表に対応するもの。コメント募集は2011年5月17日まで。	—
2011年4月20日	東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて(法令解釈通達)	国税庁	東日本大震災における被災に伴う諸費用について災害損失特別勘定などの法人税の取扱いを明らかにしたものの。	—
2011年4月20日	東日本大震災関係諸費用(災害損失特別勘定など)に関する法人税の取扱いに係る質疑応答事例	国税庁	東日本大震災における被災に伴う諸費用について災害損失特別勘定などの法人税の取扱いを明らかにした通達に基づいた質疑応答事例。	—

企業収益は伸び悩みも見通せるか？

証券

インフレの芽を助長する要因になるだけだ。
日本国内だけに目を向けてデフレギャップの「のりしろ」があるため、インフレ懸念はないとはいえなくなりつつある。

これからの株価を決めるのは、もちろん第一義的には企業収益の動向である。東日本大震災は3月中旬という、3月決算企業にとって微妙な時期に発生した。1カ月足らずで期末という時期であったが、生産途絶による減収、金融資産、実物資産の評価損など収益へのマイナスは小さくない企業が多かった。済んでしまった11年3月期はともかく、問題は12年3月期である。実績と同時に発表される収益予想はきわめて根拠薄弱とならざるを得ない。

今回の大震災では、生産能力の喪失によってサプライチェーンマネジメント(SCM)にほころびが生じたため、東北地方の生産だけでなく、全世界の生産に影響が広がっている。グローバル化の盲点が一気に表面化した形である。広範な企業の連鎖は、部品を調達する加工組立型の産業だけでなく、素材型の産業にも大きなマイナスを及ぼしている。

2011年度の企業収益は、通常の災害後であれば復興需要への期待といった展望が可能であるが、今回は供給力が大きく傷ついたため、順調な生産回復、増加に疑問符がつく。これには夏場の電力供給不安の問題がつきまとう。

生産回復への懸念は、輸出の需要はあっても供給できるかという問題提起につながり、すでにこれから貿易収支の悪化、赤字転落へと予想もあらわれている。

また、経験したことのない原子力発電所事故の収束のメドが立たず、さらに災害が拡大する懸念がつきまとうていることも消費者心理を萎縮させ続ける可能性がある。震災直後からの自粛問題とともに正常な消費活動が抑制されかねない要因である。

大きくみれば、地域復興、産業復興へと方向に向かうのは間違いないが、企業収益見直しにとって、現状ではあまりにも不確実な要素が多い。日々発生する情報によって、見通しの修正を積み重ねていくのはかたない。

◆お詫びと訂正

2011年4月20日号(No.1279)23頁の掲載内容に誤りがございました。読者の皆様に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

◆訂正箇所

23頁2段目4行目から3段目17行目までを次のように訂正する。この場合、親会社と子会社の合併は、株式の取得と合併が一体の取引と考えられるので、親会社の個別BS上は、合併期日において当該子会社を連結子会社とした場合の連結BS上の帳簿価額(支配獲得時点における時価評価後の帳簿価額をいい、当該子会社に対するのれんまたは負のれん)の額を含む)により資産および負債を引き継ぐことになる(図表15)。

② 連結財務諸表上の会計処理
合併後に存続会社である買収会社が連結財務諸表を作成する場合^(注)には、連結財務諸表上の金額である修正後の帳簿価額(のれんを含む)により資産および負債が計上されることから、個別BS、連結BSのいずれにおいてものれんが計上される(図表15)。

23頁図表15
中、存続会社が連結財務諸表を作成しない場合について、下記のように訂正

存続会社(親会社)のBS			
諸資産	1,600	借入金	1,200
のれん	400	資本金	800
	2,000		2,000